

エルピオ都市ガス供給条件に係る重要事項

お客さまが株式会社エルピオ（以下「当社」といいます。）にガスの供給および使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）のお申込みをしていただくにあたり、当社がお客さまへ説明し、ご確認とご承諾をしていただきたい主要な供給条件は以下となります。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約の詳細は、ガス小売約款に定めています。当社はガス事業法第14条に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第15条に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、ガス小売約款等を当社のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

当社ホームページ：<https://lpio.jp>

ガス小売事業者：株式会社エルピオ
〒272-0832 千葉県市川市菅谷1丁目30-18
（登録ガス小売事業者登録番号：A0082）
お問い合わせ先：エルピオお客様センター
0120-23-5556（携帯電話から：03-6700-6146）
受付時間：平日9:00～17:30（土日祝日・特定休業日を除く）

1. ガス小売供給契約のお申込みと契約の成立および契約期間

- お客さまが新たにガス使用契約を希望される場合、お客さまは供給条件における重要事項、ならびに小売約款等に同意のうえ、当社指定の申込書またはインターネット申込みのいずれかの方法によりお申込みいただきます。なお、お申込みは当社または申込受付者（代理店）にて受付いたします。
- お客さまは需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める事項を遵守していただきます。
- ガス小売供給契約は、当社がお客さまからのお申込みを受け、そのお申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も同様といたします。
- 当社は、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他の状況に鑑み、適当でないと判断した場合には、申込みを承諾しないことがあります。
- 契約期間は、契約が成立した日からガス料金適用開始の日以降1年目までといたします。契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

2. 使用開始予定日

当社は、お客さまとのガス小売供給契約が成立したとき、ガスの使用開始予定日を以下のとおりといたします。

- 他社から当社へガス会社の変更により使用を開始する場合は、原則として、従前のガス小売事業者（旧ガス小売事業者）との所定の手続きを完了した後に、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が成立した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。
- 引越（転入）等の理由で新たにガスの使用を開始する場合は、原則として、お客さまが希望する日を基準として、協議することといたします。

3. 料金プラン・割引料金プランの適用等

料金プラン・割引料金プランはお客さまからのお申込みに基づき適用いたします。なお、当社とのでんき供給契約の解約等で割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡いただきます。

4. ガス使用量の計量およびガス料金の算定方法等

- ガス使用量は、当該一般ガス導管事業者の託送約款等に定める検針日に計量した使用量によるものとします。当社は、ガス小売約款に定めた料金表または当社ホームページに掲載の料金表を適用し、その使用量に基づきガス料金を算定いたします。料金算定期間は次の期間をいいます。
 - 検針日の翌日から次の検針日までの期間（イ及びウの場合を除きます）
 - 新たにガスの使用を開始した場合またはガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間
 - ガスの供給契約が消滅した場合、直前の検針日の翌日から消滅日までの期間（消滅日を含みます。）
- 従量料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。

<計算方法>

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金(税込)} + \text{従量料金(税込)} \times 1 \times \text{ガスご使用量} - \text{割引額(税込)} \times 2$$

※1 原料価格の変動に応じて、毎月調整いたします。

※2 割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

5. ガス料金の支払方法、支払義務および支払期日

- ガス料金または延滞利息は、原則として、口座振替またはクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでにガス料金または延滞利息をお支払いいただく場合等には、当社所定の払い込みの方法によりお支払いいただきます。
- ガス料金の支払義務は、原則としてお客さまごとに託送約款等に定める定例検針日を考慮して当社が料金を請求する日として定めた日に発生するものとし、支払期日は支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、小売約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- クレジットカード払いの方法で料金を支払われた場合は、当社より領収書の発行をいたしません。

6. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

当社は、類別13Aのガスを供給いたしますので、13A用のガス機器が適合いたします。

[熱量]標準熱量：45メガジュール、最低熱量：44メガジュール
[圧力]最高圧力：2.5キロパスカル、最低圧力：1.0キロパスカル
[燃焼性]最高燃焼速度：47、最低燃焼速度：35、
最高ウォッペ指数：57.8、最低ウォッペ指数：52.7

7. お客さまからの申し出によるガス小売供給契約の変更または解約

お客さまからのガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は翌月以降の検針日から適用いたします。また、転居等によりガス小売供給契約を解約する際は、あらかじめ当社まで解約を希望する日をお申し出いただく必要があります。

8. 当社からの申し出によるガス小売供給契約の変更または解約

- 当社は、ガス小売約款等を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後のガス小売約款等によるものとし、あらかじめ営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- お客さまに料金プランや割引制度に関する違反があった場合には、当社の申し出にもとづき、料金プランや割引種別の変更ができるものとします。
- お客さまが次のいずれかに該当する場合、ガス小売供給契約を当社から解約することがあります。
 - 料金を支払期日が経過してもなお当社の指定した期日までにお支払いいただけない場合
 - ガス小売供給契約以外の契約の料金および料金以外の債務の支払期日が経過してもなお当社の指定した期日までにお支払いいただけない場合
 - お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用した場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合
 - その他ガス小売約款等の規定に違反しその旨警告しても改めていただけない場合

9. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

- 開栓および閉栓のための作業
- 法令にもとづく周知および調査のための業務
- 検針作業等メーター確認のための業務
- 供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
- 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

10. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、保安に対する次の事項を承諾するものといたします。

- お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓を閉止して当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は直ちに適切な処置をとります。
- 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

11. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について次の事項を承諾するものといたします。

当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。

- 災害等その他の不可抗力が生じた場合
- ガス工作物の故障等による点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
- ガス漏れまたはガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認められた場合
- その他保安上必要がある場合

12. 供給施設等に関する保安責任

お客さまは、供給施設等に関する保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。

13. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものとし、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

- お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
- 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと

14. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

15. その他

- (1) お客さまが当社にガス供給契約を変更されると、旧ガス小売事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧ガス小売事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧ガス小売事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。
- (2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときは、ガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申込みいただく必要があります。なお、クーリング・オフによる契約の解除方法につきましては、下記に赤字で記載しております「**契約の解除に関する事項【特商法4条6号】【クーリング・オフについて】【特商法4条5号、同規則6条】**」をご確認ください。
- (3) 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社ホームページのプライバシーポリシーをご確認ください。

<別表1>

【スタンダードプラン（東京ガス 東京地区等）】

ガス料金表	基本料金（円/月）	従量料金（円/m ³ ）
A表 (0~20 m ³)	975.00	125.11
B表 (20.1~80 m ³)	1,015.00	124.00
C表 (80.1~200 m ³)	1,232.00	123.00
D表 (200.1~500 m ³)	1,833.35	119.84
E表 (500.1~800 m ³)	6,034.03	110.24
F表 (800.1 m ³ ~)	11,941.00	105.10

【床暖プラン（東京ガス 東京地区等）】

ガス料金表	冬季基本料金（円/月）	冬季従量料金（円/m ³ ）	その他季基本料金（円/月）	その他季従量料金（円/m ³ ）
A表 (0~20 m ³)	759.00	145.20	1,000.00	127.98
B表 (20.1~80 m ³)	1,265.00	119.90	1,013.66	125.13
C表 (80.1~200 m ³)	2,145.00	108.90	1,182.72	123.02
D表 (200.1~500 m ³)	2,145.00	108.90	1,816.22	119.85
E表 (500.1~800 m ³)	2,145.00	108.90	6,040.22	111.40
F表 (800.1 m ³ ~)	2,145.00	108.90	11,953.82	104.01

※割引料金プラン等、詳しくは当社ホームページに掲載の料金表をご確認ください。

※従量料金には別途原料費調整額を加減算します。

「契約の解除に関する事項【特商法4条6号、同規則3条8号】 【クーリング・オフについて】【特商法4条5号、同規則6条】」

1. 本書面を受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、本サービスの提供契約を解除することが出来ます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたとき（郵便消印日付など）に効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、①既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。②弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。